

道路法施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）	．．．．．	1
○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）	．．．．．	3
○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	．．．．．	13
○不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）	．．．．．	15

道路法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
  - 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
  - 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
  - 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
  - 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
  - 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
  - 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
  - 二 道路の占用の期間
  - 三 道路の占用の場所
  - 四 工作物、物件又は施設の構造
  - 五 工事実施の方法
  - 六 工事の時期
  - 七 道路の復旧方法
- 3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(国の行う道路の占用の特例)

第三十五条 国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後において、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 太陽光発電設備及び風力発電設備
- 三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- 四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 五 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- 六 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたつて存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- 七 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- 八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十三号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 九 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- 十 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場
- イ 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路
- ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路（イに掲げる道路を除く。）
- 十一 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの

十二 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いづれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第九号に掲げる施設に設けるものを除く。）

十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

（指定区間内の国道に係る占用料の額）

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 応急仮設住宅

二 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものに用い供する施設

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

- 五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場
- 六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの
- 4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものの額は、前三項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

（指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法）

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から一月以内に納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入告知書）により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、国土交通大臣が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場  
合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。

3 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものは、前二項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている  
占用料の徴収方法により徴収するものとする。

別表（第十九条関係）

占 用 物 件		単 位	
		甲 地	乙 地
		所 在 地	占 用 料
		丙 地	

法第三十二条  
第一項第一号  
に掲げる工作  
物

第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所
一、二〇〇	一、八〇〇	二、四〇〇	一、〇〇〇	一、六〇〇	二、三〇〇	一〇〇	長さ一メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	一個につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	一個につき一年
一、二〇〇	一、八〇〇	二、四〇〇	一、〇〇〇	一、六〇〇	二、三〇〇	一〇〇	六	六	一、〇〇〇	六二〇	二、一〇〇
五六〇	八六〇	一、二〇〇	五〇〇	八〇〇	一、一〇〇	五〇	五	三	四九〇	三〇〇	一、〇〇〇
四六〇	七〇〇	九五〇	四一〇	六五〇	九〇〇	四一	四	二	四〇〇	二五〇	八二〇

法第三十二条 第一項第二号 に掲げる物件									
郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの
	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年						
八六〇	二四、〇〇〇	二、一〇〇	四三	六二	九二	一二〇	一八〇	二五〇	四三〇
四二〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二二	三〇	四五	六〇	九〇	一二〇	二二〇
三四〇	九九〇	八二〇	一七	二五	三七	四九	七四	九八	一七〇



	法第三十二条 第一項第六号 に掲げる施設		法第三十二条 第一項第五号 に掲げる施設					法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設			
	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下街及び地下室		階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	外径が一メートル以上のもの
一時的に設けるもの	表示面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一日	表示面積一平方メートルにつき一年								
二、四〇〇	二、四〇〇	二四〇	二、一〇〇	七、一〇〇	一、〇〇〇	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	二、一〇〇	一、二〇〇	六二〇
二〇〇	二〇〇	二〇	一、〇〇〇	六一〇	一、〇〇〇	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	一、〇〇〇	六〇〇	三〇〇
九九	九九	一〇	八二〇	三〇〇	四九〇				八二〇	四九〇	二五〇

第七條第二号に掲げる工作物	第七條第一号に掲げる物件									
	アーチ		幕（第七條第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）			旗ざお		標識	看板（アーチであるものを除く。）	
	その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの		その他のもの	
占有面積一平	月	一基につき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一日	月	一本につき一月	日	一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	つき一月
二、一〇〇〇	一二、〇〇〇	二四、〇〇〇	二、四〇〇	二四〇	二、四〇〇	二四〇	二四〇	一、六〇〇	二四、〇〇〇	
一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	二〇	二〇〇	二〇	二〇	八〇〇	二、〇〇〇	
八二〇	四九〇	九九〇	九九	一〇	九九	一〇	一〇	六五〇	九九〇	

第七條第三号に掲げる施設	第七條第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	第七條第八号に掲げる施設			第七條第九号に掲げる施設			第七條第十号に掲げる施設及び自動車駐			第七條第十一
			トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		
方メートルにつき一年			方メートルにつき一月			方メートルにつき一年			方メートルにつき一年			
Aに〇、〇二八を乗じて得た額	二、四〇〇	二一〇	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	
	一一〇〇	一〇〇	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	
	九九	八二	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	

第七号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額
第七号に掲げる器具	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額
第七号に掲げる施設	その他のもの	Aに〇・〇二八を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
  - イ 甲地 都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、宇都宮市、さいたま市、千葉市、船橋市、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、姫路市、岡山市、広島市、松山市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。
  - ロ 乙地 市の区域で甲地以外のものをいう。
  - ハ 丙地 町及び村の区域をいう。
- 三 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 四 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持する

ものをいうものとする。

五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

七 Aは、近傍類似の土地（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

九 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（固定資産課税台帳の登録事項）

第三百八十一条 市町村長は、土地課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、登記簿に登録されている土地について不動産登記法第二十七条第三号及び第三十四条第一項各号に掲げる登記事項、所有権、質権及び百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格（第三百四十三条第二項後段及び同条第四項の場合にあつては、当該各項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格）を登録しなければならない。

2 市町村長は、土地補充課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、登記簿に登録されていない土地でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、地番、地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならない。

3 市町村長は、家屋課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、登記簿に登録されている家屋について不動産登記法第二十七条第三号及び第四十四条第一項各号に掲げる登記事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該家屋の基準年度の価格又は比準価格（第三百四十三条第二項後段及び同条第四項の場合にあつては、当該各項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格）を登録しなければならない。

4 市町村長は、家屋補充課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、登記簿に登録されている家屋以外の家屋でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならない。

5 市町村長は、償却資産課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、償却資産の所有者（第三百四十三条第八項及び第九項の場合にあつては、これらの規定によつて所有者とみなされる者とする。第三百八十三条並びに第七百四十二条第一項及び第三項において同じ。）の住所及び氏名又は名称並びにその所在、種類、数量及び価格を登録しなければならない。

6 市町村長は、前五項に定めるものの外、第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける固定資産については当該固定資産の価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た金額を、第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定の適用を受ける償却資産についてはこれらの規定によつて市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

7 市町村長は、登記簿に登録されるべき土地又は家屋が登記されていないため、又は地目その他登記されている事項が事実と相違するため課税上支障があると認める場合においては、当該土地又は家屋の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとるべきことを申し出ることができる。この場合において、当該登記所は、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その申出に係る登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとり、その申出を相当でないとは認めるときは、遅滞なく、その旨を市町村長に通知しなければならない。

8 市町村長は、第三百四十三条第六項の規定に基づいて仮換地等、仮使用地、保留地又は換地に係る同条第一項の所有者とみなされる者に対して固定資産税を課する場合には、総務省令で定めるところによつて、当該仮換地等、仮使用地、保留地又は換地の所有者とみなされる者

の住所、氏名又は名称並びにその所在、地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を別紙に登録して、これを当該仮換地等若しくは換地に対応する従前の土地又は仮使用地若しくは保留地が登録されている土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付しなければならない。この場合において、当該従前の土地又は仮使用地若しくは保留地については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に基準年度の価格又は比準価格を登録することを要しないものとし、当該土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付した別紙は、この法律の規定の適用については、土地補充課税台帳とみなす。

9 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の別紙の作成を電磁的記録の作成をもつて行うことができる。

○不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）

（土地の表示に関する登記の登記事項）

第三十四条 土地の表示に関する登記の登記事項は、第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字
- 二 地番
- 三 地目
- 四 地積

2 前項第三号の地目及び同項第四号の地積に関し必要な事項は、法務省令で定める。